



栃木県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第14号

目次

規則

- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正..... 2

訓令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 2
- 栃木県文書等取扱規程の一部改正..... 3

選挙管理委員会

- 栃木県選挙管理委員会規程の一部改正..... 4
- 栃木県選挙等執行規程の一部改正..... 4
- 栃木県選挙事務等取扱規程の一部改正..... 4
- 公職選挙法及び同法施行令を準用し、又はその例により行われる選挙又は投票において、その長が不在者投票管理者となる病院等の告示の一部改正..... 12

人事委員会

- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 12
- 研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部改正..... 12
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正..... 13
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正..... 13

規則

栃木県規則第十九号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 信一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和五十年栃木県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表とちまるくん活用推進員の項の次に次のように加える。

障害者就労支援員	月額	158,650円	3	級
事務補助嘱託員	月額	103,800円以内で知事が定める額	1	級

別表看護業務嘱託員の項の次に次のように加える。

修学支援事務嘱託員	月額	158,650円以内で知事が定める額	1	級
-----------	----	--------------------	---	---

別表美術館長の項中「380,000円」を「401,000円」に改め、同表病院管理業務嘱託員の項を削り、同表生活困窮者自立相談支援員の項の次に次のように加える。

就 労 支 援 員	月 額	158,650円	3	級
-----------	-----	----------	---	---

別表児童虐待対応嘱託員の項の次に次のように加える。

児童虐待対応法律専門員	月 額	150,000円	4	級
-------------	-----	----------	---	---

別表と畜検査嘱託員の項の次に次のように加える。

骨髄バンク登録説明員	月 額	158,650円以内で知事が定める額	1	級
------------	-----	--------------------	---	---

別表企業連携推進員の項を削り、同表就農コーディネーターの項の次に次のように加える。

機構集積専門員	月 額	158,650円以内で知事が定める額	1	級
---------	-----	--------------------	---	---

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県規則第二十号

栃木県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

栃木県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年栃木県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。別紙様式第三号中

株式等の事業・譲渡・雑所得			を
上場株式等の配当所得			
一般株式等の事業・譲渡・雑所得			に改める。
上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
上場株式等の利子・配当所得			

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(文書学事課)

訓 令

栃木県訓令第一号

本 行
出 先 機 関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和三十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
別表こちらぎりハどりホーシヨムンセンターの部中

自立支援課において指導及び訓練の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで
			夜勤	午後4時30分から翌日午前9時まで

を

自立支援課において指導及び訓練の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで
			夜勤	午後4時30分から翌日午前9時まで
診療部検査科において検査の業務に従事する職員	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前7時30分から午後4時15分までの時間帯に割り振ることができる。

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第二号

本 庁
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成十三年栃木県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二一本庁の部環境森林部の項中

林業振興課	林 振
-------	-----

を

林業木材産業課	林木産
---------	-----

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(文書等事課)

栃木県選挙管理委員会告示第十六号

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県選挙管理委員会規程（昭和二十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特に必要と認めるときは、県の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第十七号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式の二中「昭和」を「平成」に改める。

別記第十五号様式の六（その一）備考第四項中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第十五号様式の七備考第四項中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

別記第十五号様式の八備考第四項中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

別記第十五号様式の九（その一）（別紙）その二中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式（その二）（別紙）中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式（その三）（別紙）中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第十八号

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示

栃木県選挙事務等取扱規程（平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の五」を「第四十七条の八」に改める。

第二十八条中「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十二条中「選挙人名簿の抄本（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を投票管理者に送付した後、同法」を「公職選挙法施行令第二十八条第一項各号又は第二項各号に定める措置を講じた後、公職選挙法」に改める。

第三十九条（見出しを含む。）中「かぎ」を「鍵」に改める。

第四十七条の五の見出し中「期日前投票所」の下に「又は共通投票所」を加え、同条中「第六十五条の十三第三項」を「第六十五条の十三第四項」に改め、「期日前投票所」の下に「又は共通投票所」を加え、「別記第二十七号様式の二」を「別記第二十七号様式の四」に改め、同条を第四十七条の八とする。

第四十七条の四の表第三十二条の項中

選挙人名簿	在外選挙人名簿	を
-------	---------	---

第十九条第三項	第三十条の二第四項
---------	-----------

公職選挙法施行令第二十八条第一項各号 又は第二項各号	公職選挙法施行令第六十五条の十三第一 項又は第二項の規定により読み替えて適 用される同令第二十八条第一項各号
-------------------------------	--

に改め、同条を第

四十七条の七とし、第四十七条の三を第四十七条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(天災等により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の告示の様式)

第四十七条の六 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第四十八条の二第四項の規定により期日前投票所を開かず、若しくは閉じる旨を告示しようとするとき、又は当該期日前投票所を開く旨を告示しようとするときは、別記第二十七号様式の三に準じてしなければならない。

第四十七条の二第二項中「及び第四十四条から第四十六条まで」を「第四十四条第二項、第四十五条及び第四十六条」に改め、同項の表に次のように加える。

第四十四条第一項	又は更に投票を行う必要があるときは、	は、
----------	--------------------	----

第四十七条の二第二項の表第二十二条第一項の項中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改め、同表第四十七条の項中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に、

投票所を開く時刻を繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所	期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所
-----------------------------	---------------------------

を

投票所を開く時刻を	期日前投票所を開く時刻を
投票所を閉じる時刻を繰り上げた	期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは繰り下げた

に改め、同条を第

四十七条の四とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

(共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例)

第四十七条の二 公職選挙法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合においては、第二十八条及び第二十九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「投票所」とあるのは「投票所又は共通投票所」とし、第四十五条の規定は、適用しない。

2 第二十二条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条、第四十六条及び第四十七条の規定は、共通投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条第一項	公職選挙法第四十一条第一項又は第二項	公職選挙法第四十一条の二第六項において準用する同法第四十一条第一項又は第二項
第二十二条第二項	その属する投票区の投票所	投票所又は共通投票所
第四十六条及び第四十七条	公職選挙法第四十条第二項	公職選挙法第四十一条の二第六項において準用する同法第四十条第二項

(天災等により共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示の様式)

第四十七条の三 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第四十一条の二第四項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる旨を告示しようとするときは、別記第二十七号様式の二に準じてしなければならない。

第四十九条第一項中「候補者」の下に「候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等」を加える。

第五十二条（見出しを含む。）中「かぎ」を「鍵」に改める。

第五十五条中「かぎ」を「鍵」に改める。

第六十一条第二項中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第六十二条中「第四十四条第一項」の下に「及び第四十五条」を加え、「開票管理者」を「開票管理者」と、第四十五条中「公職選挙法第五十七条第二項又は第二百五十二条第二項の規定により」とあるのは「公職選挙法第七十三条において準用する同法第五十七条第二項」と、「同法第五十七条第一項」とあるのは「同法第七十三条において準用する同法第五十七条第一項」に改める。

第六十三条に次のただし書を加える。

ただし、選挙長が特に必要と認めるときは、県の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第七十九条中「地方自治法」の下に「第二編」を加える。

別記第十三号様式中（その二）を（その三）とし、（その一）の次に（その二）として次のように加える。
（その2）

何市（町）（村）選管告示第何号

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、（何）共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成何年何月何日

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名

備考 この様式は、共通投票所の投票管理者及び職務代理者を選任した場合の様式である。

別記第十四号様式（その一）中「（何投票区投票管理者）」を「（何投票区投票管理者）
（何）共通投票所投票管理者）」に

「何投票所」を「何（共通）投票所」に改め、同様式（その一）備考第一項中「投票所」の次に「又は共通投票所」を加える。

別記第十五号様式（その一）中「何投票区投票管理者 氏 名 様」を

「何投票区投票管理者 氏 名 様
（何）共通投票所投票管理者）」に改め、同様式（その一）備考第一項中「投票所」の次に「又は共通投票所」を加える。

別記第十六号様式中（その六）を（その八）とし、（その五）を（その七）とし、（その四）を（その五）とし、（その五）の次に（その六）として次のように加える。

（その6）

何市（町）（村）選管告示第何号

平成何年何月何日執行の何選挙について、次の共通投票所の場所を次のとおり変更する。

平成何年何月何日

(")	(保護施設の長)	(3)	(郵便等)	(無)	(何県何市何保護施設)		に
-------	----------	-----	-------	-----	-------------	--	---

(")	(婦人補導院長)	(3)	(郵便等)	(無)	(何県何市何婦人補導院)		に
-------	----------	-----	-------	-----	--------------	--	---

(")	(少年鑑別所長)	(3)	(郵便等)	(無)	(何県何市何少年鑑別所)		に
(")	(婦人補導院長)	(3)	(郵便等)	(無)	(何県何市何婦人補導院)		
(")	(特定国外派遣組織の長)	(1)	(郵便等)	(無)	(何施設)		

4 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒 絶 理 由	拒 絶 年 月 日	備 考	に
------------------------	---------	-----------	-----	---

4 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した南極調査員	氏 名	投 票 用 紙 の 送 付 を 受 け た 年 月 日	備 考	に
計	人			
5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒 絶 理 由	拒 絶 年 月 日	備 考	

ぬ、同様式(その1)備考第1項中「又は第4項」を「、第4項、第7項又は第8項」と改め、同様式(その1)備考第11項中「、「労災リハビリテーション作業所の長」を記し、「又は「婦人補導院長」を「、「少年鑑別所長」、「婦人補導院長」又は「特定国外派遣組織の長」」と改め、同様式(その1)備考第11項中「1、2、3」を「1～5」と改め、同様式(その1)備考第11項中「第49条の2第2項」を「第49条の2第4項」と、「1、2、3」を「1～5」と改める。

別記第11号様式を「午後何時何分まで」を「午前何時何分から(午後何時何分まで)」と改める。

別記第15号様式に次のように加える。

(その3)

何市(町)(村)選管第何号

平成何年何月何日

何選挙長（選挙分会長）經由
栃木県選挙管理委員会委員長 氏 名様

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

繰延開票（再開票）の届出書

平成何年何月何日、衆議院議員選挙（参議院議員選挙）（栃木県議会議員選挙）（栃木県知事選挙）（何々）の開票を行うべきところ、火災発生（何々）のため次の区域において開票を行うことができない（更に開票を行う必要がある）ので、公職選挙法第73条において準用する同法第57条第2項の規定により届け出ます。

何市（町）（村）何開票区の区域

別記様式第二十号様式に「別記第26号様式（第46条関係）」と「別記第26号様式（第46条関係）（その1）」を併記する。

様式備考を次のように定める。

備考

- 1 この様式は、投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げる場合の様式である。
- 2 特定選挙について届出をする場合は、（ ）書のように選挙名を入れること。

別記様式第二十号様式に次のように定める。

（その2）

何市（町）（村）選管第何号
平成何年何月何日

栃木県選挙管理委員会委員長 氏 名様

何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名 印

共通投票所の開閉時間の繰上げ又は繰下げの届出書

（平成何年何月何日に行う何選挙における）次の共通投票所は、次の理由によりその開始（閉鎖）時刻を午前（後）何時に繰り上げた（繰り下げた）ので、公職選挙法第41条の2第6項において準用する同法第40条第2項の規定により届け出ます。

- 1 開始時刻を繰り上げる（繰り下げる）（閉鎖時刻を繰り上げる）共通投票所
何共通投票所
- 2 開始時刻を繰り上げる（繰り下げる）（閉鎖時刻を繰り上げる）理由
何々

備考

- 1 この様式は、共通投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げる場合の様式である。
- 2 特定選挙について届出をする場合は、（ ）書のように選挙名を入れること。

別記様式第二十号様式（その1）に「第48条の2第3項」と「第48条の2第6項」を併記し、「繰り下げた（繰り上げた）」と「繰り上げた（繰り下げた）」を併記する。

「開始時刻を繰り下げる（閉鎖時刻を繰り上げる）期日前投票所名」と併記する。

「開始（閉鎖）時刻を繰り上げる（繰り下げる）期日前投票所名」と併記する。

「開始時刻を繰り下げ、又は閉鎖時刻を繰り上げる」と「開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げる」を併記し、別記様式第二十号様式（その1）に併記する。

(その2)

何市(町)(村)選管告示第何号

公職選挙法第41条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により平成何年何月何日執行の何選挙における共通投票所の開始(閉鎖)時刻を次のとおり繰り上げた(繰り下げた)。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

開始時刻を繰り上げる(繰り下げる)(閉鎖時刻を繰り上げる) 共通投票所名	共通投票所開始(閉鎖)時刻

備考 この様式は、共通投票所の開閉時刻を繰り上げ、又は繰り下げる場合の様式である。

別記第11号様式の11号「別記第27号様式の2(第47条の5関係)」を

「別記第27号様式の2(第47条の8関係)」と

(その1)

」

「第49条の2第2項」を「第49条の2第4項」と

「適用す

る」を「適用される」と 「何期日前投票所(何市(町)(村)大字何(町)何番地)」を

「

期日前投票所名	期日前投票所の場所

」を

」

め、同様式に備考として次のように加える。

備考 この様式は、指定期日前投票所を指定した場合の様式である。

別記第11号様式の11号次のように加える。

(その2)

何市(町)(村)選管告示第何号

公職選挙法第49条の2第3項の規定により、次の共通投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる共通投票所として指定した。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所名	共通投票所の場所

備考 この様式は、指定共通投票所を指定した場合の様式である。

別記第27号様式の2 (第47条の3関係)

何市(町)(村)選管告示第何号

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第41条の2第3項の規定により、次の共通投票所を開かない(閉じる)こととした。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所名	共通投票所の場所

別記第27号様式の3 (第47条の6関係) (その1)

何市(町)(村)選管告示第何号

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第48条の2第3項の規定により、次の期日前投票所を開かない(閉じる)こととした。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期日前投票所の場所

備考 この様式は、天災等により期日前投票所を開かず又は閉じる場合の様式である。(その2)

何市(町)(村)選管告示第何号

平成何年何月何日執行の何選挙について、公職選挙法第48条の2第3項の規定により開かない(閉じる)こととした次の期日前投票所を開くこととした。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期日前投票所の場所

備考 この様式は、天災等により開かず又は閉じることとした期日前投票所を開く場合の様式である。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法及び同法施行令を準用し、又はその例により行われる選挙又は投票において、その長が不在者投票管理者となる病院等の告示（平成十六年栃木県選挙管理委員会告示第三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

「農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条」を削り、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に、「第十四条」を「第十三条」に改める。

人事委員会

栃木県人事委員会規則第六号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第十八号中「この号において」を削り、同条第二十号口中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 解剖補助業務 一件につき 三千二百円

第九条に次の一項を加える。

3 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 ホバリングをして行う吊り上げ救助業務
- 二 夜間に飛行して行う業務

第二十五条第二項第一号中「（日没時から日出時までの間をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十六条から第三十四条までを削り、第三十五条を第二十六条とし、第三十五条の二を第二十七条とする。

第三十六条第一項の表中「解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当」を「警察職員の特殊勤務手当（第七条第二十号口の業務に係るものに限る。）」に、「第七条第二十号」を「第七条第二十号イ又はハ」に改め、同条を第二十八条とし、第三十七条を第二十九条とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第七号

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田村澄夫

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則の一部を改正する規則

研究職給料表及び特定業務任期付職員研究職給料表の適用機関を指定する規則（昭和三十二年栃木県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第八号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一市又は町の部矢板市の款市長部局の項中「課長 室長」を「部長 課長 室長」に、「総務課行政担当副主幹」を「総務課行政担当主幹」に、「総務課財政担当主幹」を「総務課長補佐兼財政担当主幹」に改め、同部那須烏山市の款市長部局の項中「総務課人事行政グループ課長補佐」を「総務課人事グループ課長補佐」に、「総務課人事行政グループ係長」を「総務課人事グループ係長」に改め、同部野木町の款教育委員会事務局の項中「教育次長 課長 館長」を「教育次長 課長」に改め、同表二一部事務組合の部芳賀地区広域行政事務組合の款中「事務部長 事務局長 事務局長補佐」を「事務局長」に改め、同部小山広域保健衛生組合の款中「室長」を「室長 総務係長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県人事委員会委員長 田 村 澄 夫

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第一号」に改め、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する」を削り、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として」に改め、「者に限る。」の下に「若しくは同号に規定する養子縁組里親である者」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。